

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

平成 23 年 11 月 11 日制定

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人大垣市青少年育成財団（以下「本財団」という。）定款第 13 条（評議員の報酬等）及び同第 31 条（役員の報酬等）に定める評議員及び役員の報酬等に関し定めることを目的とし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号において定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。但し、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費（駐車料金を含む。）、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 本財団の役員等には、報酬等を支給しない。

(費用)

第 4 条 本財団は、役員等がその職務の遂行上必要な費用を支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改正)

第 5 条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補足)

第 6 条 この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。